

西宮市妊婦歯科検診実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠中の女性は、つわり・食生活やホルモンの変化により、むし歯や歯周病を発症しやすい状況となることから、歯周病等の早期発見、予防および早期治療を促して口腔内の改善を図るとともに、妊婦の口腔衛生への意識高揚およびかかりつけ歯科医の必要性の促進を目的として、西宮市妊婦歯科検診（以下「妊婦歯科検診」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象者及び受診回数)

第2条 妊婦歯科検診の対象者（以下「対象者」という。）は、西宮市に住民登録を行っている妊婦とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者を対象者とすることができる。
- 3 受診回数は、同一者について妊娠期間中に1回限りとする。
- 4 受診期間は、出産日までとする。

(実施機関)

第3条 西宮市が、妊婦歯科検診の実施を委託した一般社団法人 西宮市歯科医師会の会員の医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施する。

(検診の委託)

第4条 妊婦歯科検診業務のうち、問診、口腔内診察、結果説明及び歯周疾患予防の保健指導、報告等を委託医療機関に委託する。

(検診内容及び判定等)

第5条 妊婦歯科検診の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診：自覚症状、主治医の有無、歯科検診の受診状況、生活習慣・歯科保健行動
 - (2) 口腔内診察：現在歯・喪失歯の状況、口腔清掃状況、歯周組織の状況（CPI プローブによる測定）、歯列咬合・顎関節・口腔粘膜等の状況等
 - (3) 結果の説明及び歯周疾患予防の保健指導等
 - (4) 妊娠中の口腔衛生管理の重要性等の指導
- 2 妊婦歯科検診の結果は、「異常なし」「要指導」「要精査」「要治療」と判定する。
 - 3 妊婦歯科検診の記録は、所定の記録票および母子健康手帳に記入する。なお、受診者には、検診結果として記録票複写分を結果説明時に手渡すものとする。

(申請等)

第6条 妊婦歯科検診を受けようとする者は、出産の日までに、別に定める「西宮市妊婦・産婦健康診査受診助成券、妊婦歯科検診受診券申請書」を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、適正と認める場合は、西宮市妊婦歯科検診受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

(受診方法)

第7条 受診希望者は、委託医療機関に直接申込み、受診券及び母子健康手帳を持参して受診する。

(再交付)

第8条 受診券の再交付を受けようとする者は、市長に対し「西宮市妊婦・産婦健康診査受診助成券、妊婦歯科検診受診券再交付申請書」を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、受診券を再交付するものとする。

3 受診券の再交付を受けた者は、受診券の再交付を受けた後において、紛失した受診券を発見したときは、その紛失していた受診券を市長に返還しなければならない。

(対象者の確認方法)

第9条 対象者の確認については、受診券および母子健康手帳により行う。

2 前項に規定する確認は、委託医療機関において行う。

3 委託歯科医は、対象者の確認ができない場合、受診希望者にその旨を通知しなければならない。

(検診費用)

第10条 妊婦歯科検診は無料とする。ただし、前条に規定する対象者の確認ができない場合は、この限りではない。

(精密検査に要する費用)

第11条 妊婦歯科検診受診後の精密検査・治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

(結果通知及び事後指導)

第12条 委託医療機関は、検診結果を検診当日に受診者へ直接説明し、要精査・要治療の者については受診勧奨を行う。

2 市は、受診結果を把握する。

(記録の整備及び秘密の保持)

第13条 妊婦歯科検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、要治療・精密検査の必要性の有無、保健指導内容を記録するものとする。

2 この要綱による妊婦歯科検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(検診の周知)

第14条 市は、妊婦歯科検診の目的、意識等を妊婦に周知する。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。